

辦 五 一 年



乘馬十五頭馬具共其臺灣總督府保管	留守第五師團、御達按(至急電報)	件名	受領	大臣 水官
		乘馬十五頭馬具共其臺灣總督府保管	朝弟三五八一(方)	
臺灣總督府保管	臺灣總督府保管	提出	聯帶局部長	聯帶課長
		執行	聯帶課長	
臺灣總督府保管	臺灣總督府保管	提出	主務局部長	主務課長
		執行	主務課長	
臺灣總督府保管	臺灣總督府保管	提出	參事官	主務副官
		執行	參事官	
臺灣總督府保管	臺灣總督府保管	提出	高級副官	主查課員
		執行	高級副官	
臺灣總督府保管	臺灣總督府保管	提出	人事課長	主查課員
		執行	人事課長	

至急



抄書
投合



五月廿四日

0125

轉換スヘシ

五月廿四日

大島が物トハ大島之直リ

望海總督府大島少將通牒

乗馬十五頭馬具共貴府保管轉換ノ義留
守第五師團(違)セラレタリ

五月廿四日

0127

0126

轉換スヘシ

陸軍省

五月廿四日

0126

高級副官ヨリ

陸軍省
陸軍大臣ヨリ

按(至急電報)

乗馬十五頭馬具共中貴府へ保管轉換ノ義留
守第五師團へ遣セラレタリ

五月廿四日

0127

五月廿四日

大森大佐 大本營志願別表

互ノ通リ大島少將ヨリ電報アリ此事ニ付テハ既ニ首官
 一ニ電報シアリト聞ク以官ハ今海軍中ナリ陸ニ陸議
 済ノモノナレハ其節一令方御取斗アリタレ
 台湾總督府陸軍局負トシテ將校拾數名派遣
 子乗馬於五頭並ニ馬具ヨリ受領致度ニ付廣島
 馬廠一具首電報奉令相成度此段申請ス
 大否ヤ折返ニ御答アリ

着局		局		受留入	
電陸	信受抄	信受抄	信受抄	信受抄	信受抄
ハノ	キ	ハ	ハ	ハ	ハ
十	セ	セ	セ	セ	セ
イ	レ	レ	レ	レ	レ
レ	バ	バ	バ	バ	バ
イ	カ	カ	カ	カ	カ
カ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ
キ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
ク	ス	ス	ス	ス	ス
ク	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ク	レ	レ	レ	レ	レ
ク	マ	マ	マ	マ	マ
ク	リ	リ	リ	リ	リ

日本政府電報送達機関 第 〇 号

0129




日本
 陸軍省
 電報
 送達
 記録
 簿
 第
 〇
 一
 三
 〇
 号

日本
 陸軍省
 電報
 送達
 記録
 簿
 第
 〇
 一
 三
 〇
 号

0130

0131

局		番				受 信 入	
郵便局	郵便種	郵便時	日	月	番	局	報
	郵便種	郵便時	日	月	番	局	報
	分	分	日	月	番	局	報
アヤシ レヨセリ リイ カス ハオコ ニニ エチ トイ ナシ						日本 郵便 局 電報 送達 紙 第	3 人 局 報
						3 人 局 報	3 人 局 報